

5

換地計画の要領

(1) 換地計画樹立の必要性

本地区は、農業競争力強化基盤整備事業により区画の整形化等生産基盤の整備を図り、農業の近代化を目指している。また、併せて分散した農用地の集団化を図ることとしていることから、本事業により改変される権利関係の調整並びに農用地の集団化を図る上で換地計画の樹立が必要となる。

(2) 換地計画樹立の基本方針

ア 従前の土地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から3ヵ月以内に測量士等の資格を有するものが測量した実測図及びその土地に隣接した土地の所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出があった地積とする。

イ 農用地集団の方法

換地区	地帯別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法				
		位置選択	1戸当たりの目標団地数	区画畦畔の取り扱い		
龍神第2	該当なし	換地は各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に選択する	1戸当たりの団地数は概ね1団地を目標とする	固定畦畔		
ウ 非農用地の換地方針						
換地区	種類	非農用地区域の位置の概略	面積	換地の手法	換地取得予定者	その他
エ 清算の方法						

(3) 土地改良法第5条6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積

換地区	機能交換に係る土地				一般公有地	合計
	国有地	道有地	市町村有地	計		
龍神第2	該当なし	該当なし	該当なし	0.0	1.4	1.4

(4) 換地処分時期に関する特則

本地区の換地区全部について区画整理工事が完了し、確定測量が行われた時は、土地改良法第89条の2第10項で準用する第54条第2項ただし書の規定に基づき換地処分を行うことができる。

6

費用の概算

事業種	事業費(千円)	負担区分			工期
		国	道	地元	
区画整理	1,971,300	1,084,215	640,673	246,413	R9～R17
農業用排水施設	28,700	15,785	9,328	3,588	R9～R17
計	2,000,000	1,100,000	650,000	250,000	

7

効用

区画整理	(1) 事業の効用			
	大区画化による農作業効率の向上、暗渠排水整備による農業生産の向上 総費用総便益比については、1.19と1.0以上となっている。			
	(2) 事業効果額			
	効果項目	食料の安定供給確保に関する効果	農業の持続的発展に関する効果	その他
	年総効果額(千円)	118,265	286	7,312
農業用排水施設	(3) 事業負担の見通し			
	事業費の負担については、増加所得償還率が34.7%で40%未満であるため問題ない。			
	(1) 事業の効用			
	農業用排水整備による農業生産の向上 総費用総便益比については、1.88と1.0以上となっている。			
	(2) 事業効果額			
	効果項目	食料の安定供給確保に関する効果	農業の持続的発展に関する効果	その他
	年総効果額(千円)	84,691		6,400
	(3) 事業負担の見通し			
	事業費の負担については、総所得償還率が17.4%で20%未満であるため問題ない。			

8

他事業との関係

(1) 農業部門内における他の事業との関係及び調整方法	9 計画概要図 別紙
国営かんがい排水事業勇払東部地区(H13～H16)、国営農業用水再編対策事業勇払東部二期地区(H17～R)の関連地区であるため、事業推進連絡協議会等により調整を図りながら本事業を進める。	10 その他
(2) 農業部門外との関係及び調整方法	
該当無し	

